

21世紀出雲空港整備利用促進協議会規約

(目的)

第1条 本会は、出雲空港の整備及び利活用を促進し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「21世紀出雲空港整備利用促進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) 出雲空港の整備並びに振興に関する事業の支援
- (2) 出雲空港の利活用の促進に関する事業
- (3) 航空ネットワークの整備・充実に関する調査・研究
- (4) 会員相互の情報交換及び連絡活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 第1条の目的に賛同する地方公共団体、関係諸団体及び企業の代表者

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。

2 監事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の前任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。

2 補欠のため選任された役員の前任期は、その前任者の前任期とする。

(役員の前務)

第8条 会長は、会務を統括し、本会を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その前務を代行する。

3 監事は、本会の前務を監査し、総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は、総会とし、総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員の前出
- (2) 規約の改正
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他重要事項

4 会長が総会で審議すべき事項において特に緊急を要するため臨時総会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合には、幹事会においてこれを審議することができる。この場合において会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

5 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決する。

6 総会は、必要に応じ、書面により開催することができる。

(幹事会)

第10条 本会の業務運営を円滑に処理するため、幹事会を置く。

2 幹事は、会員の内から会長が指名する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

4 幹事長は、幹事会において互選する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の事業遂行に関する重要事項について相談に応ずる。

(会計)

第12条 本会の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

(負担金)

第13条 負担金は、会員負担金とその他負担金とする。

2 会員負担金は、第4条第1項第1号に掲げる会員の負担金とし、その額は総会で定める。

3 その他負担金は、会員以外の負担金とし、必要に応じて、会長が請求する。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 本会の事務局は、会長が指名するものがこれにあたる。

(その他)

第15条 この規約に定めるものの他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は平成7年6月28日から施行する。

附 則

この規約は平成9年3月15日から施行する。

附 則

この規約は平成22年5月17日から施行する。

附 則

この規約は平成28年5月23日から施行する。

附 則

この規約は令和3年5月21日から施行する。